

スーパーフォーミュラ第4戦 ツインリンクもてぎ 親子で楽しむ日帰り観戦バスツアー

観戦券・パドックツアー付き！ツインリンクもてぎまで、専用貸切バスで送迎。
※中学生以下のお子様同伴が条件となります。(大人1名につき2名まで参加可能)

8/20 Super FORMULA 第4戦 in Twin Ring MOTEGI 夏休みの思い出は、ツインリンクもてぎでバッチリ！



■スケジュール

9:00 豊洲 出発

専用バスにて移動/途中休憩(予定)

ツインリンクもてぎ(栃木県芳賀郡)

(11:30~17:00)

サーキット着後 フリータイム

ハローウッズやモビパーク、ホンダコレクションホール
など、見どころ遊びどころ満載！

午後 パドックツアー、決勝レース観戦

※一部施設は別途料金が必要となります。

専用バスにて移動/途中休憩(予定)

19:30 豊洲 到着

※スケジュールは変更になる可能性があります。

旅行代金(大人お一人様・税込)

8,000円

※同伴の中学生以下のお子様は**無料**

ツアー名 スーパーフォーミュラ第4戦 親子で楽しむバスツアー

催行日 2017年8月20日(日) 日帰り

募集人数 45名 最少催行人員 大人10名

出発地 東京都江東区豊洲地区

添乗員 同行いたします。

食事条件 朝:× 昼:× 夕:×

利用予定バス：ニッコー観光バス

【お申し込みから出発まで】

①お名前(ふりがな)・年齢・ご住所・電話番号(携帯)・emailアドレスを明記の上、下記メールアドレスへ送信をお願いいたします。
motorsport@tobutoptours.co.jp
★大人の方1名につき、お子様2名まで同行が可能です。★3歳以下のお子様は参加いただけません。

②予約完了のご連絡を致します。担当：東武トップツアーズ(株) 生巢(なます)

③下記口座にツアー代金のお振込みをお願いいたします。

【三井住友銀行 首都圏支店 普通口座No.2699588 東武トップツアーズ(株)東京法人西事業部】
※振込手数料はお客様自身でお振込下さい。

④ご旅行日の約1週間前に、旅行のご案内をメールにてご連絡致します。(郵送希望の方はご連絡ください。)

旅行条件書(お申込みの際は必ずお読みください。)

この旅行は東武トップツアーズ株式会社東京法人西事業部(観光庁長官登録旅行業第38号)(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面(最終日程表)ならびに当社旅行規約(募集型企画旅行契約の部)によります。

1. お申込み方法・条件と旅行契約の成立
(1)当社は、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めた場合、契約の締結解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者ととの間を行います。
(2)当社の定める方法によりお申し込みください。
(3)お申込みの時点で旅行契約は成立しております。旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。
(4)20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は同伴者の参加を条件とすることがあります。
(5)障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の行程内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前に申し出ください。

お申込金：旅行代金全額

2. 旅行代金のお支払い
旅行代金は、上記「お申込から出発まで」のご案内によりお支払いいただきます。

3. 旅行代金に含まれるもの
旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
(1)観戦チケット代金
(2)バス運送機関の運賃・料金
(3)添乗員同行費用
※上期諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくても払戻しいたしません。

4. 旅行代金に含まれないもの
第3項に記載したもの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
(1)ご自宅と集合・解散地間の交通費や宿泊費等

5. 旅行内容・旅行代金の変更
(1)当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。
(2)お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増減する場合がありますのであらかじめご了承ください。

6. 旅行契約の解除
(1)お客様は、次の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日は、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。
◆お客様の都合で旅行開始日あるはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、下記取消料の対象となります。

(2)申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。
この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日曜の旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

- 旅行契約の解除期日
取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって
10日目にあたる日より前までに
7日目にあたる日より前までに
旅行開始日の前日/旅行代金の40%
旅行開始日当日/旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加の場合/旅行代金の100%
一度お申しいただきました席の変更はお受けいたしませんのでご注意ください。

7. 旅程管理及び添乗員等の業務
(1)添乗員の同行の有無は契約書面に明示します。
(2)添乗員が同行しない旅行にあっては必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行なっていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

8. 当社の責任および免責事項
(1)当社は、当社または手配代行の故意または過失によりお客様に損害を与えたと主張し、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)

- (2)お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られた時は当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更 経路変更またはこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

9. 旅程保証
当社は契約書面および確定書面に記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1~5%の所定の率を乗じた額の重要補償金を支払います。ただし、1旅行契約につき合計15%を上限とし、また補償金の額は1,000円未満のときはお支払いいたしません。

- ①旅行開始日または旅行終了日
②入場する観光地または観光施設、レストラン、その他の旅行目的地
③運送機関の等級または設備の低い料金のものへの変更
④運送機関の種類または会社名
⑤本邦内への出発空港または到着空港の異なる便への変更
⑥宿泊機関の種類または名称
⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件
⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

- (2)ただし、次の場合は、当社は重要補償金を支払いません。
①次に掲げる事由による変更の場合(但し、サービス提供の予約超過による変更の場合を除きます。)

- A. 旅行日程に支障をきたす悪天候、天災地変
イ. 戦乱
ロ. 暴動
エ. 官公署の命令
オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
キ. 旅行参加者の生命または身体上の安全確保のために必要な措置、契約書面確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

- (3)当社は、お客様の同意を得て、金銭による重要補償金の支払いに替えて同額またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

10. 特別補償
当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中にその身体または荷物に被られた一定の損害について、補償金および見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2~20万円、通院見舞金1~5万円 携帯品損害補償金 旅行者1名につき15万円以内。

11. お客様の責任
(1)お客様の故意または過失、法令違反、当社の旅行規約の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

- (2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利、義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。
(3)旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なること、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地において速やかに当社または旅行サービス提供機関にお申し出ください。

12. 個人情報の取扱い
(1)当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込み頂いた旅行の手配と旅行サービスの提供当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただきます。お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・感想等のアンケートのお願いなどのために利用させていただきます。

- (2)当社は、前項の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関および保険会社等に対し、お客様の氏名、年齢、性別、住所、電話番号等の個人情報、予め電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・外務省その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

- (3)また、旅行先でのお買い物等の便宜を図るため、お客様の氏名、住所及び帰路航空便名等、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している免税店などの土産物店に対し、予め電子的方法で送信する等の方法により提供することがあります。

- (4)このほか、当社がデータ処理や案内業務を委託している業者にお客様の個人情報を委託することがあります。

- (5)申込書、参加者名簿、お問い合せの記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障をきたす恐れがありますので、正確な記入をお願いします。

- (6)個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除個人情報の利用の停止、個人情報の消去または第三者への提供の停止等ご希望の場合は、本旅行条件説明書に記載しております取扱事業所へお申し出下さい。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

13. お客様の交替
お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲渡することができます。但し、交替に際して発生した実質についてはお客様にお支払いいただきます。

14. その他
(1)当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
(2)当社はお客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断したときは、お申込をお断りする。あるいは旅行契約を解除することがあります。
(3)お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しては、お客様の責任でご購入ください。
(4)この旅行条件・旅行代金は平成29年7月25日現在を基準としております。

【旅行企画・実施】観光庁長官登録旅行業第38号

東武トップツアーズ株式会社 東京法人西事業部 第1営業部 〒102-0075
東京都千代田区三番町5-7 精誠会館4F
「親子で楽しむバスツアー スーパーフォーミュラ第4戦」担当：生巢・松岡

TEL:03-5212-7101 / FAX:03-5212-7094

営業時間 平日 9:30-18:00(土日祝祭日休業)  旅行業公正取引協議会 会員

企画協力： 本田技研工業株式会社

ツインリンクもてぎ NPO法人日本モータースポーツ推進機構

JATA正会員 ボンド保証会員 総合旅行業務取扱者：鈴木信人 承認番号：東17-165

※旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行のご契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。